

問 福祉課  
(☎21-1215)

## 12月4日～10日は人権週間

テーマは～「誰か」のこと じゃない。～

### 「人権週間」とは

「世界人権宣言」の採択日である12月10日は「人権デー」と定められています。法務省の人権擁護機関では、人権デーを最終日とする1週間（12月4日～10日）を「人権週間」とし、人権啓発活動を特に強化して行っています。

今年度のテーマ  
「誰か」のことじゃない。

### 人権擁護委員

人権擁護委員制度は、地域の中で人権思想を広め、人権侵害がおきないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられた制度です。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアで、現在、約14000人の委員が全国各市区町村に配置され、法務局の人権相談所や市役所などで地域のみならず、人権相談、人権について関心を持ってもらえるよう、啓発活動も行っています。

### 人権身の上相談を実施しています

市では、毎月「人権身の上相談」を実施し、12人の人権擁護委員が交代で対応しています。差別や偏見、中傷、虐待、いじめなど、さまざまな悩みや心配事、困りごとがある方は、ご相談ください。詳しくは本紙11ページ、または市ホームページをご確認ください。



人権イメージキャラクター  
人KENまもる君&人KENあゆみちゃん



市ホームページ

問 企画政策課  
(☎21-1123)

## 行政相談をご利用ください

お困りごとを、お気軽に

### 行政相談制度

市民のみなさんから寄せられた意見などを広く受け付けて、関係機関と連絡を取りながら、問題や意見・要望の解決を図っていく制度です。

### 行政相談の特徴

行政相談は、相談者と行政機関との間に入り、異なる立場から相談を受け付けます。例えば、行政全般にわたることや所管が不明なもの、複数の行政機関などにまたがることなど、どこに相談して良いか分からない内容についても有効に対応できることが主な特徴です。また、それらの相談を担っているのが「行政相談委員」のみなさんです。

### 行政相談委員の役割

行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間の有識者のみなさんです。市民のみなさんの身近な相談相手として、行政に関する問題や仕組み、手続きに関する問い合わせなどの相談を受け付けたり、その解決のための助言や行政機関との調整などを無報酬で行っています。

### 行政相談をご利用ください

「手続きが分かりにくい」「役所への届け出用紙の文字が小さく高齢者などへの配慮に欠けている」など、国や県、市の業務に関する問題や意見、要望やお困りごとなどはありませんか。

このようなときは、行政相談をご利用ください。

### 毎月実施しています

市役所本庁と大須賀支所に行政相談委員が常駐して相談に応じています。

詳しくは本紙11ページ、または市ホームページをご確認ください。



市ホームページ



▲行政相談委員のみなさん